

令和 3 年 1 0 月 2 8 日

## 鶴嶺公民館の利用制限に係る段階的一部緩和について（詳細版）

次のとおり、施設利用に係る制限の一部を、段階的に緩和いたします。引き続き、感染防止に対する諸注意事項を厳守していただきながら、施設を御利用くださいますよう、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

## 令和 3 年 1 1 月利用分からの随時予約に係る変更について

- ① 1 か月で利用できる時間（コマ数）の制限解除
- ア 1 団体につき 1 か月の利用時間を最大 1 0 時間までとじていましたが、部屋の「空き」がありましたら、1 0 時間を超える利用を可能といたします（利用する月の 2 か月前の月の初日（1 日）から随時予約が可能）。
  - イ 令和 3 年 1 1 月 2 日（火）から令和 4 年 1 月 3 0 日（日）までの期間は、1 時間しか利用しない場合も、利用希望（活動予定）時間の 1 時間ではなく、必ず連続 2 時間で随時予約を行ってください。
  - ウ 電話での抽選申込及び随時予約を受付けていましたが、従来どおり、自宅のパソコン、お手持ちのスマートフォン及びタブレット型端末並びに公共施設予約システムの予約端末で行ってください。

## 令和 4 年 2 月利用分からの利用方法変更について

- ② 連続利用時間の制限及び利用禁止時間帯の解除
- ア これまで設けていた「1 コマ 2 時間で利用」及び「1 時間の換気消毒時間」のルールを解除します。
  - イ 連続して 2 時間以上の利用及び 1 時間単位での利用が可能になります。
    - 従来どおり、抽選申込は 1 か月 1 0 時間までです。
- ③ 部屋の利用方法
- ア 使用決定書の受取は、使用日の 5 日前までに  
利用予約は「公共施設予約システム」から抽選申込又は随時予約を行い、仮予約ができましたら、必ず、利用日の 5 日前までに公民館窓口で「使用決定書」を受け取ってください。
    - 当日の「利用決定書」の受け取りを可としていましたが、従来のルールに戻します。
  - イ 部屋の施錠を再開  
部屋の施錠を従来どおり行います。利用開始時間になりましたら、事務室で鍵をお渡しします。
  - ウ 利用終了時刻 5 分前までに完全退室  
利用終了時刻 5 分前までに、消毒・撤収・施錠し、事務室に鍵を返却してください。
    - 利用者の入れ替えのため、時間厳守でお願いします  
終了時には、皆さんがお使いになり触れたところを消毒してください。

## エ 開館（施設利用）時間

- 夜間の利用は21時まで可能になり、通常どおりの開館時間となります。

## オ 報告書類の提出

記入していただく書類は、これまでどおりです。

- 公民館で新型コロナウイルスの感染が発生してしまった場合に、市保健所等関係機関の感染経路等調査に協力するために必要となります。お手数をおかけいたしますが、引き続き、御協力をお願いします。
- 利用者報告書
- 新型コロナウイルス感染症に係る利用報告書
- サークル参加者連絡先（名簿）

## ④ 部屋の利用人数の制限

ア 利用人数はコロナ規制を継続します（未就学児は0.5人でカウント）

部屋	利用人数	
講義室	20人	（ただし運動系は10人）
子ども室	11人	（ただし運動系は6人）
和室	10人	（ただし運動系は5人）
学習室1	7人	—
学習室2	13人	—
実習室	使用不可	

## ⑤ 供用設備の利用制限

湯沸室、ウォータークーラー、電気ポット、湯呑み、やかん等の供用設備については、これまでどおり使用できません。

## ⑥ ロビーの利用制限

次の目的に限り、ロビーの御利用を可能としています（公民館窓口での利用手続きが必要です）。飲食及び大声での談笑の禁止など、掲示の注意事項をお守りください。

- 小・中・高・大学生等の自習での利用
- 読書・調べ事など、お一人だけでの利用

終了時には、お使いになり触れたところを消毒してください。消毒・除菌作業の際に出たごみは、事務室カウンターそばにある専用ごみ箱に入れてください。